

## はじめに

「あなたは、日本の安全が脅かされていると感じていますか。また、自衛隊や防衛問題に関心がありますか。」という問いに、国民の半数ちかくが「あまり関心がない」もしくは「あまり考えたことがない」と答えるであろう。安全保障に対する無関心が、全体として日米安保体制の現状追認と日本の安保政策におけるいっそうの軍事力依存という保守化傾向を助長している。

安全保障問題への無関心は、「平和ボケ」という言葉によっても現される。表面的に平和な日本に暮らしているために、安全保障についての現実感覚を失っている、というのが現状であろう。「平和ボケ」という言葉はしばしば、軍事的な安全保障への批判勢力を攻撃する言葉として使われてきた。「平和ボケ」の克服は、即、米軍への戦闘支援であったり、自衛隊の海外派遣であったりしたが、これは極めて歪んだイデオロギーとなる。実際には、日本の安全保障の現状に安住する「平和ボケ」の、より深刻な症状は官僚や官僚 OB のなかにあらわれている。彼らは、米軍や米国の安保戦略への依存を続けることで無難に任期を全うすることが現実主義であると錯覚しているようである。果たして、米軍に安全保障を全面的に委ねているような政策のままで日本はよいのであろうか。

## 第一章 沖縄に米軍基地が置かれた経緯

### (1) 米軍基地設置までの歴史

1945年2月19日 硫黄島に米軍上陸

3月26日 慶良間列島に米軍上陸

4月1日 沖縄本島に米軍上陸

8月30日 マッカーサー来日

9月2日 日本降伏、GHQ は日本の陸海軍の解体を命令

このとき、本土における日本軍が武装解除されるとともに軍事基地はすべて米軍に接收された。

1951年 日本はサンフランシスコ平和条約に署名

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(旧安保条約)を締結

この条約によって、米占領軍は在日米軍として日本における平時駐留の権利を得、同条約第三条に基づく「行政協定」によって「施設及び区域」の使用が許

されることになった。今日の在日米軍と米軍基地の基本的な形はこのときにできたと言ってよい。

#### 1960年 旧安保条約改定、現在の日米安保条約に

日米安保条約は、安全保障についての考え方をまったく異にする国同士がその違いを無視して、便宜主義的に締結された条約となった。つまり、日本は、「諸国民の公正と信義に信頼して」安全と生存を保持しようとしたのであり、その結果「国の交戦権はこれを認めない」ことを国の方針としている。一方、米国は「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保蔵しまた携帯する権利は、これを侵してはならない」という根本思想を基礎にして、連邦議会に「戦争を宣言し」「軍隊を募集し」「海軍を建設し、これを維持する」権利を与えている。このように、両国の軍事力についての考え方は正反対とも言える。この違いは憲法理念上の違いだけではなく、市民感覚においても当てはまる。

## (2) 日米安全保障条約と地位協定

日米安全保障条約では、次の二つの条文が直接的に在日米軍の役割と駐留を規定している。

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

安全保障条約第六条で規定されている「施設及び区域」(いわゆる米軍基地や訓練区域)と「合衆国軍隊」の日本国内の法的地位を定めるために、日米安全保障条約と同時に「地位協定」が結ばれた。地位協定の正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」である。この協定によると、米軍施設・区域の決定は日米合同委員会によって行われる。地位協定によって、米軍基地の法的地位は次の三種類に分類される。

- 1 米軍が管理し、米軍が使用する施設・区域
- 2 米軍が管理し、米軍が使用しない時に日本政府が共同使用できる施設・区域
- 3 日本政府が管理し、米軍が一定条件下で共同使用する施設・区域

通常、1と2の施設・区域が米軍基地と呼ばれる。現在その数は135施設、1011359000㎡

にもおよび。

## 第二章 日本側から見た米軍基地の存在意義

### (1)米軍基地設立後に発生した問題点

実際の米軍活動においては、市民生活にさまざまな問題を発生させている。沖縄県警の1998年統計によると、本土復帰後26年間に米軍人、軍属、家族による凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強姦)は656件にのぼる。

罪を犯した米兵が、日本人と同じように処罰されることが住民の最低限の要求であった。しかし地位協定がそれを阻んできた。地位協定第十七条は、公務中であれば米国に裁判権があるとする「公務の壁」や、いったん基地の中に逃げ込むと被疑者を拘束できない「身柄の壁」など、裁判に関して米軍保護の不平等性が強い条項である。日本に裁判権がある場合においても、米軍人・軍属の被疑者の拘禁は「身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なう」と規定している。基地内に逃げ込んだ犯人が、米軍の甘い管理下に置かれている間に米本国に逃亡した事例がいくつもあった。そのため、地位協定の改訂が沖縄県ぐるみの強い要求となった。しかし、日本政府はその要求には応えず、「改訂」には消極的である。

犯罪だけではない。環境汚染ももたらしている。劣化ウランや、原子力艦船寄港に伴う放射能など多くの問題がある。このような現実があるにもかかわらず、米軍は汚染した基地を原状回復も補償もせず日本に返還してよいことが、地位協定に定められている。また、軍用機の騒音や低空飛行訓練も市民生活に深刻な被害を生み出している。

地位協定がそれらを許し、米軍優先の法体系になっていることが問題である。しかし、日本政府に意思があれば、改善できる点もあるのではないだろうか。

### (2)日本から米軍基地が減らない理由

上に述べたような問題が数多くあるにもかかわらず、基地が減らないのはなぜなのであろうか。冷戦終結によって、米西海岸やハワイ・グアムに及ぶまで米国の領土においては基地が大幅に削減された。しかし、在日米軍基地の縮小をもたらすことはほとんどなかった。地位協定は、米軍基地の返還義務について、「この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に変換しなければならない」と書いている。「協定の目的」とは安保条約に書かれた駐在目的に他ならない。したがって、冷戦終結の緊張緩和の状況を見れば、日本政府にその

意思さえあれば、基地削除を求める理由は十分に存在した。

そうした意思の欠如はまた、個々の基地を提供する理由や期間について明示的な記述がないという地位協定そのものの弱点を是正する努力をも欠如させている。むしろ、地位協定の規則を特別に緩めてまで米軍の駐留を優遇する措置をとった。その代表的なものが、いわゆる「おもいやり予算」である。基地で働く日本人従業員の労務経費の一部負担に始まり、代替施設建設費、軍人・家族の生活改善施設(ビリヤード場、映画館など)、そして滑走路や戦闘機格納庫まで、日本の予算つまりわれわれの税金で支出されるように拡大されていった。この思いやり予算は、地位協定の改定により拡大していき、2001年度には約2573億円にまで達した。こうして米軍基地天国となった日本の姿は、米軍で基地封鎖の嵐が吹き荒れていたさなかに、米国防省の「アジア太平洋戦略の枠組み」に次のように書かせた。

日本は、他の同盟国に比較してずば抜けて多額の受け入れ国支援をしている。1990会計年度の場合、33億ドル以上になる。日本の多額支援のおかげで、米軍を配備するのに、日本は米国内も含めて世界でもっとも安上がりの場所になっている。

冷戦後、グアムにまで押し寄せた米軍基地削減の波が沖縄の手前で止まり、逆に米軍増強の波に変わってしまった理由がここにある。

もちろん、こうした政策をとらざるを得ない背景には根本的な安全保障体制のあり方が問題になっていることも忘れてはならない。米軍による施設・区域の安定的な使用の確保は、わが国に対する武力攻撃があった場合、日本の共同対処を迅速に行なうために重要な役割を果たしているのだ。また、在日米軍は、わが国に対する武力攻撃を未然に防ぐ抑止力としても機能している。このような安全保障体制がある限り、現状を抜け出すことは極めて難しいといえる。